

佐野市デジタル地域通貨導入業務委託業務内容説明書

1 業務名称

佐野市デジタル地域通貨導入業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(1) 準備期間 契約締結日から令和7年10月31日（金）まで（予定）

(2) 実施期間 令和7年11月4日（火）から令和8年3月31日（火）まで（予定）

3 目的

佐野市では、プレミアム付き商品券の発行を行ってきましたが、登録店にとっては金融機関に出向いて換金を行う手続きが負担となっていました。そのため、デジタル地域通貨を使って登録店での消費を促進する仕組みを構築します。

4 事業の概要

デジタル地域通貨を利用したプレミアムキャンペーンは、アプリケーション（チャージ上限10,000円/人、プレミアム率30%、対象35,000人）、及び、専用カード（販売額10,000円/人、プレミアム率20%、対象8,000人）で実施を予定しています。またプレミアム分のポイントの利用期限は令和8年2月末までとし、令和8年3月末までに精算することを予定しています。登録店は令和7年度中に500から600店舗とすることを目標としています。

令和8年度以降は、デジタル地域通貨を佐野市の補助金やポイントの給付など、各種行政サービスと連携させることにより、市内での経済循環、及び市民の利便性向上を推進し、さらに佐野市の持続可能性を高めていきます。

5 業務内容

(1) デジタル地域通貨システムの導入

本市が定める仕様に対応できるデジタル地域通貨システム（以下、本システムという。）を導入し、実施期間に本システムを利用できるようにすること。

ア 端末要件

アプリケーションの場合は iOS12 以上及び Android9 以上の OS を搭載したスマートフォン等の端末で動作すること。また、各 OS のメジャーアップデートに無償で対応すること。

WEB ブラウザの場合は、Microsoft Edge、Google Chrome の最新バージョンで動作すること。

イ 機能要件

(ア) 全般

- a アプリケーション型と専用カード型の両方式での運用が可能なこと。
- b 専用カードについて、使い切り型の方式で運用が可能なこと。
- c 契約期間中に利用可能なテスト環境を提供すること。
- d 機能が追加された場合は、無償で対応すること。

(イ) 利用者情報登録機能

- a 利用者情報を登録し、アカウントを発行できること。
- b 利用者アカウント発行時は、メールアドレスを収集できること。

(ウ) 店舗情報登録機能

- a 店舗登録時は、登録情報等を容易に入力できること。
- b 店舗登録情報は、店舗名、名読み、住所、電話番号、写真、休日、営業時間、PR文、URL等を入力できること。
- c 業種情報を入力し、分類できること。
- d 検索キーワードを設定できること。

(エ) 地域通貨チャージ機能

- a 地域通貨を1ポイント1円とし、チャージできること。
- b クレジットカードでチャージする機能を有すること。
- c Bank Payでチャージする機能を有すること。
- d 1回にチャージできる金額の最小単位を設定できること。
- e チャージできる金額の上限を事業ごとに設定できること。
- f チャージした金額が設定の上限に達したとき、自動的にチャージができないようにできること。
- g 付与するプレミアムポイントが設定の上限に達したとき、自動的にチャージができないようにすること。
- h カードからアプリケーションにポイント等を移行できること。
- i チャージした金額ごとに有効期限を設定できること。

(オ) プレミアムポイント機能

- a プレミアムポイントのみを付与できること。
- b プレミアムポイントごとに有効期限、利用可能店舗を設定できること。
- c プレミアムポイントの付与は、1人あたりの回数上限を設定できること。
- d チャージ時に、チャージの金額に応じたプレミアムポイントを付与できること。
- e 決済時に、決済額に応じたプレミアムポイントを付与できること。
- f 決済時に、プレミアムポイントが付与される店舗を設定できること。
- g 二次元バーコードを読み取るだけでプレミアムポイントを付与できること。
- h 二次元バーコードを利用したプレミアムポイントの付与は、1人あたりの回数上限を設定できること。
- i 任意の利用者にポイントを付与できる日時を設定できること。

(カ) 決済機能

- a 1円単位で決済ができること。
- b 専用カードでの決済の場合、加盟店において、スマートフォン又はタブレット以外の専用機器（通信機器を除く）が必要ない決済であること。
- c アプリケーションでの決済の場合、加盟店において、機器の必要がない決済ができること。
- d 専用カードでの決済の場合、加盟店において、画面遷移等が明朗であり、容易に決済が

行えること。

- e アプリケーションでの決済の場合、利用者の画面遷移等が明朗であり、容易に決済が行えること。
- f アプリケーションでの決済の場合、利用者が支払金額や支払先店舗等の履歴の確認を容易に行えること。
- g 決済完了時に、決済完了画面の表示や音を発することにより、未払いを防げること。
- h 決済時に、有効期限が近いポイント及び利用可能な店舗が少ないポイントを優先して利用する機能を有すること。
- i 加盟店舗の決済状況等を CSV ファイルで出力できること。

(キ) メニュー機能

- a アプリケーションで残額及び残ポイントが期限を含めて表示されること。
- b アプリケーションで利用者の決済やチャージ等の履歴を確認できること。
- c アプリケーションで加盟店情報を一覧及びマップで表示できること。
マップ表示は、利用者の現在位置から、選択した加盟店までの経路を案内できること。
- d 加盟店情報を検索でき、管理者アカウントで編集できること。
- e 加盟店情報について、位置情報、写真、メニュー、割引情報、URL 等を表示できること。
- f 加盟店情報の URL から Web ページに遷移できること。
- g お知らせ等の情報を一覧で表示でき、日付、時間等を設定して通知ができること。

(ク) 管理・運用機能

- a 管理用アカウントを複数発行でき、それぞれの権限を任意に設定できること。
- b 管理用アカウントで、利用者情報、加盟店舗情報、利用者の利用状況、加盟店舗の決済状況を管理、確認できること。
- c 管理者アカウントで、各加盟店舗の支払い情報を CSV ファイルで出力できること。
- d 管理者アカウントで、加盟店に対して精算処理を行うデータを抽出、管理できること。
- e 加盟店舗アカウントを発行できること。
- f 加盟店舗アカウントで、取引状況等を確認できること。
- g 佐野市が指定する名称、デザイン等を表示できること。
- h 決済完了時の音情報を変更できること。

(2) デジタル地域通貨システムの保守

- ア 本システムの運用管理を行うこと。運用管理を統括する責任者と業務を遂行する担当者を置き、本業務を円滑に進める体制を整えること。
- イ 本システムの稼働時間は原則 24 時間 365 日とする。
- ウ 障害が発生した場合は速やかに佐野市の担当者に連絡するとともに、直ちに状況の確認を行い、障害原因の特定、復旧作業を行うこと。
- エ 障害が発生した場合の連絡窓口を明らかにすること。
- オ バージョンアップ等により本システムを停止する必要が発生した場合は、佐野市の担当者との協議すること。
- カ パッケージとして実施されるシステム機能の強化、追加、修正等については、追加の費用なく提供すること。

キ アプリケーションを用いる場合、iOS 端末向けアプリケーションは、「App Store」、Android 端末向けアプリケーションは、「Google Play」への登録申請、配信までの一切の手続きを行うこと。また、登録後の維持管理を行うこと。

(3) 利用者及び加盟店向けコールセンターの設置

次の期間中、本システムに関する利用者及び加盟店からの問い合わせに対応すること。

電話対応は平日の午前9時から午後5時を最低限とし、それ以外の時間帯は適宜対応すること。

○利用者向け 令和7年11月4日(火)～令和8年3月31日(火)まで(予定)

○加盟店向け 令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)まで(予定)

(4) 加盟店対応

ア 佐野市が開催する加盟店向け説明会に同席し、説明及び質問への回答を行うこと。

説明会は3日で6回開催するものとし、日時や会場等の詳細は別途連絡します。

イ 加盟店用の運用マニュアルを作成すること。

運用マニュアルは加盟店に理解しやすい内容とすること。

(5) 佐野市職員向け対応

佐野市が開催する市職員等の関係者向け説明会に同席し、説明及び質問への回答を行うこと。

説明会は2日で4回開催するものとし、日時や会場等の詳細は別途連絡します。

(6) 提出物・納品物

準備期間中に次のものを提出・納品すること。

アからオについては、電子媒体でも提出すること。

ア 業務実施計画・実施体制図 1部

イ システム管理者向け操作マニュアル 1部

ウ 利用者向け操作マニュアル 1部

エ 利用者向け操作マニュアル概要版(A4両面1枚) 1部

オ 加盟店向け運用マニュアル 1部

カ 専用カード

(ア) 仕様

a クレジットカードサイズとし、複数回利用可能な素材のものとする。

b 佐野市独自のデザイン及び二次元バーコード等が印刷されており、端末等において読み取ることにより、地域通貨の決済ができること。

(イ) 枚数

8,000枚

(7) その他業務

その他、本業務の目的達成にあたり必要と考えられる業務内容や効果的・効率的な手法等があれば提案してください。

6 セキュリティ対策

(1) サーバー等システム機器について、最新の情報をもとにウイルス対策やセキュリティパッチの適用を行うこと。

(2) 本システムに対するウイルス等の攻撃や不正侵入、個人情報を含む内部情報の流出への対策

等を万全に行うこと。

(3) 本システムが運用されているサーバーは冗長化されていることとし、障害が発生した場合は遅滞なくバックアップと切り替わり、滞りなく運用を継続できること。

(4) 不測の事態に備えてバックアップを定期的を取得し、復旧することが可能な状態で運用すること。

7 一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはいけません。ただし、本業務の一部について委託することを、あらかじめ佐野市が認めた場合はこの限りではありません。

8 報告

書面の提出をもって報告とします。

9 委託料の支払い

別途協議します。

10 個人情報保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に細心の注意を払い、他に漏らしてはいけません。受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、個人情報保護法等関係法規を遵守し、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行ってはいけません。本業務の契約が終了し、又は解除された場合も同様とします。

11 その他

(1) 本業務において作成されたデザイン等については、本市が自由に使用できるものとします。

(2) 受託者は、常に本市からの連絡を受けることができる体制を有するものとします。

(3) 受託者は、業務上の疑義が生じた場合、佐野市の担当者へ随時報告し相談することとします。

(4) 本説明書に関し、疑義が生じた事項、又は本説明書に定めのない事項については、その都度、佐野市と協議を行うこととします。